

THE WEEKLY NEWS

2019～2020年度

国際ロータリー会長 マーク・ダニエル・マローニー

国際ロータリー
第2790地区ガバナー 諸 岡 靖 彦

第6グループガバナー補佐 川 名 光 俊

鴨川ロータリークラブ

会 長 藤 代 茂 和

副 会 長 小 篠 隆

幹 事 長 谷 川 治 夫

会 報 神 定 浩 明



No. 2669 (15) 2019年12月10日

＝今週のプログラム＝

12月10日 ガバナー公式訪問及び
RI第2790地区
ローターアクト会長・幹事会報告

＝次週のプログラム＝

12月18日 クリスマス家族会

例会日 (火) 12:30～13:30
例会場 鴨川シーワールドホテル

事務所 〒296-0001 鴨川市横渚697 伊藤胃腸科クリニック内
URL <http://www.kamogawa-rc.com> TEL・FAX 04-7093-2001

第16回 例会 報告

日時：令和元年12月3日12:30～
(例会場：鴨川ホテル三日月)

- | | | | |
|---------------------|------------|------------|------------|
| 1、点 鐘 | 伊藤正人 会員 | 6、幹事報告 | 幹事 長谷川 治 夫 |
| 2、ロータリーソング斉唱「奉仕の理想」 | | 7、ニコニコボックス | |
| 3、国歌斉唱 | | 8、出席報告 | |
| 4、四つのテスト | 幹事 長谷川 治 夫 | 9、点 鐘 | 伊藤正人 会員 |
| 5、会長代理挨拶 | 伊藤正人 会員 | | |

会長代理挨拶

会 員 伊 藤 正 人



本日、藤代会長が急用のため欠席ということで、会長代理としてご挨拶・報告を行います。

といっても、先ほど代理挨拶を頼まれ、藤代会長の原稿もありませんので、この1週間の出来事について簡単にご報告します。

本日の例会では年次総会が予定されていました。年次総会とは次年度の役員を選出するためのもので、定款第8条第2節に毎年12月31日までに開催しなければならないとされています。年次総会成立の定足数は細則第5条第3節に会員総数の1/3とされており、本日の出席者数16名でありますから定足数は満たしておりますが、会長不在ですので、亀田エレクトと長谷川幹事と相談して年次総会を次週に延期することとしました。ご了解ください。

さて、先週は29日金曜日にガバナー公式訪問と30日土曜日にRI第2790地区のローターアクト会長幹事会がありました。

ガバナー公式訪問は、勝浦・鴨川・千倉3クラブ合同で、ブルーベリーヒルズ勝浦で開催されました。鴨川クラブからは14名の参加がありました。詳細はこの後長谷川幹事をお願いします。

30日のローターアクト会長幹事は、鴨川ホテル三日月で開催され、2790地区の7つのローターアクトクラブのうち、5クラブから11名(鴨川より2名)のアクターと2790地区青少年プログラム統括委員長中澤良夫氏、同ローターアクト委員長原口宗広氏、同委員小林宏子氏、鴨川RCからは藤代会長、亀田会長エレクト、羽鳥会員、樋口会員と私(伊藤)の出席がありました。

会議の内容は10月～11月の各クラブの活動報告と今後の行事予定の説明でした。

鴨川RACからは、これまでに実施した例会の内容についての簡潔・明瞭な発表があり、わずか半年足らずの間の成長を感じました。

今後の行事予定では、日台韓3か国交流会(2/1)、2790地区ロータリー地区大会(2/9)、他地区のローターアクト年次大会への参加、関東ブロック研修会(3月21日～22日)、RYLA(2/15～16日)などがあり、ローターアクトの活動は大変だなーと感じました。

2790地区のローターアクト年次大会は5月30日(土)、鴨川ホテル三日月で開催されることが決定されましたので、鴨川RCのメンバーにもご協力をお願いすることになると思います。

また、中澤統括委員長より、今年のRI規定審議会で決定されたローターアクトに関する内容の説明があり、①ローターアクターの年齢制限(上限)撤廃と、②ローターアクターもRI会員となるとのことでした。

②については、人頭分担当金がどのようになるか少し心配です。

* 外部卓話（11月26日の卓話を紹介いたします。）

災害と税について

館山税務署長 高山 昇様



藤代会長、長谷川幹事はじめ鴨川ロータリークラブの皆様におかれましては、税務行政に対しまして、温かいご支援、ご協力を賜りありがとうございます。この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。また、本日は、卓話の機会をいただき、ありがとうございます。

さて、本年9月に台風15号が房総半島を直撃し、19号、21号、更には鴨川市内を襲う大雨と、安房地域に甚大な被害をもたらしました。これらの台風により被害に遭われた方には、心身ともにお疲れなのはとご推測いたします。心よりお見舞い申し上げます。また、先日（11月21日）の日経新聞では「鴨川市の10月の宿泊者数が前年に比べ半減した。11月に入ってやや改善しつつあるものの例年にはほど遠い」との報道もありました。一日も早く元の生活に戻れることを祈念いたします。

本日は、「災害と税」と題して被災事業者及び被災者個人に対する税の取り扱いなどについてお話をさせていただこうと考えております。

その前に、「税を取り巻く環境」として、「税務コンプライアンス」、「消費税」、「e-Tax」の3点お話しさせていただきます。

「コンプライアンス」という言葉を耳にされる方も多いかと思いますが、直訳すると、「法令遵守」です。国税においては、「申告納税方式」つまり、「自身ないし会社の所得金額を自ら計算して申告書を出していただき」、「それに基づいて自ら納税をする」ことを原則としています。

先般、お笑い芸人が自ら主宰する芸能法人の法人税無申告を指摘されるとともに過去の申告についても不正計算（個人的費用の付け込み）を指摘され重加算税を賦課され、本人が釈明会見を行ったというものがありました。国税においては、一般的に行政罰的なものとして無申告加算税、重加算税というものがありますが、期限内に申告された方が調査で軽微な誤りがあった場合の過少申告加算税に比べ税率は高くなっています。また、納税に対する国民の意識も高くなっており、税務の範疇外ではありますが、出演番組を降ろされるなど社会的にも制裁を受けられているのが現実です。

消費税については、本年10月1日から消費税率が8%から10%にアップするとともに軽減税率制度が導入されたことは既にご承知の通りです。この間、大きなトラブルもなく移行することができました。さて、軽減税率の導入に伴い10月以降、8%、10%の2種類の税率が生じています。これに、非課税や免税も含め、これらをきちんと区分して経理処理を行っていただくことが申告のために重要となります。

また、来年は軽減税率導入後、初めての確定申告となりますが、改正前の8%と軽減税率の8%では、国と地方の配分比率が異なることから、次の申告は、3種類の税率で計算しなければならないこととなりますのでご留意いただきたいと思います。

更に、令和5年10月から「適格請求書方式」、いわゆる「インボイス方式」が導入され、仕入税額控除をするには、適格請求書の保管が要件となります。この「適格請求書」を発行できるのは、「適格請求書発行の登録を受けた課税事業者」に限られますので、売上金額が1千万円以下の免税事業者は、課税事業者の登録及び適格請求書発行の登録申請を行わないと、その者からの請求に係る消費税の課税仕入れ控除が受けられないということになりますのでご承知置きください。

e-Tax につきましては、利用率も年々上昇しているところです。

e-Tax については、国税庁としても納税者の利便性の向上のための措置を図っており、所得税の確定申告書においては、従来からの「マイナンバーカードを利用してカードリーダーによる認証」の他に、あらかじめ、税務署に身分証明証を呈示し、申請していただくことにより、カードリーダーがなくても認証することができる「IDパスワード」を取得していただき電子申告をする方法も可能となりました。

所得税の確定申告をするという方がいましたら、是非、IDパスワード方式のご利用も検討いただきますようお願いいたします。また、所得税の確定申告はスマートフォンでも行うことができますので、ご興味のある方は、国税庁ホームページまたは館山税務署へお問い合わせ

わせください。

ここから今日の本題の「災害と税」についてお話をさせていただきます。内容として、「申告期限」、「申告内容」、「納税」の3つの話になります。

まず、「申告期限の延長」ですが、法令上、災害により申告期限まで申告ができない状況にある納税者に対する措置として、

- ①国税庁長官が地域と期日を告示する
「地域指定」
- ②国税庁長官が対象者と期日を指定する
「対象者指定」
- ③納税者が税務署長に期日の延長を承認する
「個別指定」があります。

千葉県各地における被害については、個別指定となっていますので、要件に当たる方で申告期限を延長したい方は税務署への申請が必要となります。

次に、「申告内容による特例措置」ですが、これについては、被災した資産が事業用のものか生活用資産かの区分、そして、事業形態として個人事業なのか法人事業なのかで区分して説明します。

まず、法人税についてですが、災害により所有資産を除却した場合や補修のための修繕費がかかった場合などは損益計算書上の特別損失になると考えられますが、この特別損失などにより、該当期の申告が欠損申告、つまり赤字申告となることが想定されます。この発生した赤字所得については、「欠損繰越金」としてこの期以降9年間にわたって黒字所得と相殺することもできますが、欠損期の直前1年（青色申告の場合2年）が有所得の場合、「欠損繰戻還付請求」により直前年の税額から還付を受けることも可能です。

次に、個人の所得税の場合ですが、これには、個人で事業をしている方の「事業用資産」が被災した場合と給与所得者なども含めた個人所有の「生活用資産」（住宅、家財、自家用車など）が被災した場合で取り扱いが異なります。

個人所得者について事業用資産が被災され、決算書に雑損失等を計上したことにより事業所得が損失となった場合、つまり赤字となった場合については、まず、他の所得金額と損益通算を行います。それでも損失金額が残っている場合には、期間は異なりますが、法人税と同じような考え方で、翌年以降に繰り越すか前年の税額を繰戻還付してもらうかの方法となります。

個人所有の「生活用資産」が被災された方については、所得金額から控除する「雑損控除」と災害減免法に基づき所得税額から直接控除する「税額控除」の2つから選択することになります。税額控除は住宅・家財の損失額が1/2以上、つまり、半壊以上であることが要件となります。

「雑損控除」については、

- ①「損失額（保険金等による補てん金額控除後）から所得金額の10分の1を差し引いた金額」
- ②「①損失額のうち災害関連支出（取壊し、除却、



原状回復費）から5万円を差し引いた金額」のいずれか大きい金額となりますが、ここで「損失額」とあるのは、損壊を受けた資産の金額（部分的な損壊の場合、割合で計算）と「災害関連支出金額」の合計額をいいます。

「税額控除」については、その年分の所得金額に応じて軽減される税額の割合が決まります。

所得金額500万円は全額免除、

所得金額500万円～750万円は2分の1軽減

所得金額750万円から1,000万円は4分の1軽減が、適用できるのは所得金額が1,000万円以下の方に限ります。

これら、所得税について税務署では「雑損控除・税額控除」などについての説明会を別紙のとおり行っています。個別方式での説明会ですので、ご関心を持たれた方は足を運んでください。

最後に「納税の猶予」ですが、これについては、

「災害により財産に相当な損失を受け」、かつ、

「災害のやんだ日以前に納税義務が成立しており、災害により財産に損失を受けた日以降1年

以内に納期限が到来する国税」

例えば、法人の9月決算法人で10月1日に災害がやんだ方などが該当しますが、災害がやんだ日から2月以内の12月1日までに申請することにより、1年以内の納税の猶予期間を設けることができます。

また、既に滞納税額のある方など既に納期限が到来している国税で災害により納付が困難な場合には申請することにより、1年間、納税を猶予するという制度もあります。

以上が災害を受けられた方に対する法人税、所得税の取扱いの概要となります。ご不明なところもあるかもしれませんが、館山税務署の担当部署にご質問いただければと思っています。

本日は、ご清聴ありがとうございました。

* R I D 2 7 9 0 地区ガバナー公式訪問が、勝浦 RC ・ 鴨川 RC ・ 千倉 RC 3 クラブ合同で、ブルーベリーヒルズ勝浦にて 1 1 月 2 9 日 に開催されました。

ガバナー公式訪問 講話 『国際ロータリーの現在とこれから』

2019-20 年度 ガバナー 諸 岡 靖 彦



1. ロータリーとは
2. ロータリーの魅力
3. ロータリーの樹
4. 過去の延長線上に未来はない

- ▶ 会長・幹事・会長エレクト会議を振り返る。
- ▶ クラブについて会長より、創立 6 0 周年を迎える当クラブの伝統と継承について説明し、国際交流を積極的に進めることを説明した。
- ▶ ガバナーより、会員の状況等を確認され、若者を中心とした衛星クラブの創設やインターアクト・ローターアクト・ロータリークラブを持っているクラブも少ないので、伝統と文化を継承しつつ、広く意見交換できる場の開催をアドバイスされた。





*第3回ローターアクト会長・幹事会が、鴨川ホテル三日月において11月30日に開催されました。

— < 式 次 第 > —

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 議長選出 | 4. お客様紹介 |
| 2. 開会・点鐘 | 5. 自己紹介 |
| 3. 国歌並びにローターアクトソング斉唱 | 6. 青少年プログラム統括委員長挨拶（中澤様） |

— < 報告事項 > —

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 10月～11月までの各クラブ活動報告 | 4. 他地区年次大会参加について |
| 2. 【進捗】3ヵ国交流会について | 5. 全国研修会参加について |
| 3. 【進捗】当地区年次大会について | 6. 関東ブロック研修会について |

— < 協議事項 > —

1. 年次大会実行委員長・副実行委員長について（本宮）
2. 次回の会長・幹事会について

— < そ の 他 > —

1. ローターアクト委員長総評（原田様）
2. 閉会・点鐘

お客様紹介.....

- | | |
|------|----------------------|
| 中澤良夫 | 四街道 RC 青少年プログラム統括委員長 |
| 原田宗広 | 千葉若潮 RC 地区ローターアクト委員長 |
| 小林宏子 | 茂原 RC 地区ローターアクト委員 |
| 伊藤正人 | 鴨川 RC 第6グループ前ガバナー補佐 |
| 藤代茂和 | 鴨川 RC 会長 |
| 亀田美穂 | 鴨川 RC 会長エレクト |
| 羽鳥鋭一 | 鴨川 RC ローターアクト委員長 |
| 樋口洋子 | 鴨川 RC 会報副委員長 |
| 大野桂司 | 鴨川 RC 小高直前会長代理 |

参加者紹介.....

- | | |
|-------|------------|
| 本宮秀斗 | 習志野中央 地区代表 |
| 鹿折巧 | 千葉マリン 会長 |
| 宇賀神光茂 | 千葉科学 会長 |
| 木原正稀 | 千葉科学 会員 |
| 三浦祐樹 | 佐倉中央 会長 |
| 椿拓也 | 佐倉中央 幹事 |
| 森本嶺生 | 習志野中央 会長 |
| 中島広貴 | 習志野中央 幹事 |
| 舟木健太 | 習志野中央 直前代表 |
| 榎谷真 | 鴨川 会長 |
| 川名清登 | 鴨川 会計 |



*** 幹事報告 … 幹事 長谷川 治 夫**

1. 12月のロータリーレートは、108円です。
2. ローターアクト 三カ国交流会の案内が届いております。担当は検討お願いします。
3. ガバナーより、公式訪問のお礼状が届いております。
4. 財団ニュース 12月号が届いております。
5. クリスマス家族会の出席報告が迫っています。提出お願いします。
6. 地区大会の出席をとります。報告をお願いします。



*** ニコニコボックス**

氏 名	メ ッ セ ー ジ	氏 名	メ ッ セ ー ジ
長谷川 治 夫	ローターアクト会長・幹事会欠席	本 多 利 夫	荒川区との交流事業及び防災協定
武 田 将次郎	里山ビジネス視察		

※本日のニコニコボックス：9,000円（本日までの累計額：201,000円）

*** 出席報告 出席免除会員 …… 3名**

例 会 日	会 員 総 数	出 席	M . U	出 席 率 (%)
11月 26日	34	15	6	65.63%
12月 3日	34	12	9	61.76%